

一般質問

14 人の議員が一般質問

幕別町の

ここが聞きたい!!

一般質問とは、本会議で議員が行う町政全般に関する質問で、事務の執行状況、町政の方針等について報告や説明を求めたり、政策提案をしたりすることをいいます。

幕別町議会では質問者 1 人につき答弁を含め 60 分の制限時間を設けています。

紙面の都合により、内容を要約してお知らせします。

ページ	質 問 議 員	質 問 項 目
6	藤谷 謹至 議員	① 保育所の散歩コース、児童・生徒の通学路の交通安全・防犯対策について
7	谷口 和弥 議員	① 子どもたちの健やかな学校生活を守るための防犯対策を
8	芳滝 仁 議員	① 行政区における課題と今後のあり方について
9	小田 新紀 議員	① 子どもの権利条例について ② 教育長と一般教職員との情報交換の場を
10	小島 智恵 議員	① 「なつぞら」やロケット発射場による波及効果、観光振興について
11	内山美穂子 議員	① スポーツを軸とした町づくりを進める中でパークゴルフの振興について ② 町の活性化に向けたふるさと納税型クラウドファンディングの活用を
12	石川 康弘 議員	① 民生委員・児童委員の負担軽減対策について ② 職員の適正配置について
13	藤原 孟 議員	① 考古館に近世の制作技法を代表し、アイヌの人々も宝物とした歴史的価値のある品を発見
14	東口 隆弘 議員	① 強い幕別農業をつくるために
15	荒 貴賀 議員	① 高齢に伴う難聴者に、補聴器購入の補助制度の創設を
16	酒井はやみ 議員	① 学童保育について
17	野原 恵子 議員	① 女性が生き生きと暮らせる社会めざして
18	若山 和幸 議員	① 農業・農村振興計画 2018 ～チャレンジングな農業への支援～について
19	岡本眞利子 議員	① 環境問題について

※この内容は、一般質問通告書に記載された質問項目です。



藤谷 謹至 議員
(拓政会)



大津市内の交差点で車が衝突し信号待ちをしていた保育園児の列に車1台が突っ込み、2歳の園児が死亡するという悲惨な事故が発生した。幼い子供たちが亡くなる事件・事故、偶然・突発的とはいえ起こってはならない。

幕別町において、子供たちの交通安全・防犯対策について再確認が必要と考え、以下の点を伺う。

(1) 保育所の散歩における危機管理の状況とコース危険箇所の確認および安全対策は。

(2) 幕別町通学路交通安全プログラムの検証と合同点検で明らかになった危険箇所等の改善進捗状況は。

(3) 交通安全指導員の現状および配置箇所の通行児童・生徒数の状況と分析、今後の考えは。

(4) 「子ども110番の家」協力者の状況と対応マニュアル・フローチャート周知の現状は。

町長 (1) 常設保育所では、平成23年12月、「幕別町立認可保育所危機管理マニュアル」を策定し、

問 保育所の散歩における危機管理と危険箇所の確認、安全対策は

答 「保育所危機管理マニュアル」に基づき、園児の安全を最大限に優先している

火災、災害、事故、事件等のあらゆる危機に対し、その事象に応じた対応や予防対策を講ずることとし、散歩においても当該マニュアルに基づいた予防対策や事故防止に努めている。具体的な安全対策では、極力、交通量の少ない道路や歩道がある道路を選定し、日頃から保育士が歩道の状況や交通量、交差点での見通しなど安全確認を行っており、散歩では必ず保育士が道路側を歩行し、危険を予見した場合にはコースを変更・中止するなど、園児の安全を最大限に優先している。町内5か所のへき地保育所も当該マニュアルに準じて安全対策を実施しており、町内2か所の民間保育所でも、当該マニュアルを参考にそれぞれマニュアルを策定し、安全管理に万全を期している。

(3) 交通安全指導員は、幕別市街地6人、札内市街地19人、糠内地域1人、忠類地域7人の計33人を配置している。指導員の配置箇所が学校に近づくほど児童生徒が集約

され、学校周辺の箇所では、ほぼ当該学校の児童数と同数、少ない箇所では1人程度の通行児童生徒数である。今後も通過車両の状況や道路形状など危険度の実態に応じて適正な配置に努めたい。

(4) 「子ども110番の家」の協力者の状況は左下の表のとおり。子供たちが駆け込んだ場合の対処方法を記載した対応マニュアル、フローチャートは、昨年2月に一部更新し、協力者や警察、学校に再周知を行い連携を図っている。本年9月を目途に対応マニュアルをイラスト入りに更新し、町内全世帯への配布や、各学園のコミュニティ・スクールと連携し、地域ぐるみで子供たちの安心・安全に暮らせる環境整備に努めたい。

「子ども110番の家」協力者の状況 (5月末現在)

	一般住宅	事業所	合計 (箇所)
幕別市街地	9	24	33
札内市街地	36	34	70
郊外農村地域	83	6	89
忠類地域	12	17	29
合計 (箇所)	140	81	221

教育長 (2) 交通安全プログラムの検証と危険箇所等の改善進捗状況では、昨年10月に学校、警察、道路管理者等が連携して行う通学路危険箇所合同点検を実施し、対策が必要とされる18か所のうち、区画線の設置や警戒標識・歩道の新設などにより、6か所が対策済みであることを確認し、新たに交通量が多く注意喚起などが必要な7か所を対策箇所として加え、19か所を要対策箇所と位置付けた。要対策箇所には道路整備や横断歩道・信号機の設置なども含まれており、引き続き道路管理者や関係機関と連携しながら改善に向け取り組むたい。

再質問 今回の保育園児を巻き込んだ事故を受け、散歩コースの点検、安全対策は適切に行われたか。園外保育のマニュアルの必要性についての考えは。

答 事故を受けて、散歩ルートの再点検の指示をした。特段危険な箇所はなかったが、引き続き日々の点検を指示している。また、当該マニュアルは、園内のみならず園外、散歩も含めて全ての事象に対して、その危機対応を記載したマニュアルとなっている。



谷口 和弥 議員
(拓政会)



近年、学校に不審者が侵入し、子どもたちや教職員の安全を脅かす事件、通学途中の子どもたちに危害が加えられる事件が大きな問題となっている。

平成14年に文部科学省が公表した「学校施設の防犯対策について」では、学校施設の防犯対策等の安全管理の在り方を明確にし、「学校設置者をはじめとする学校の計画、設計、管理運営に係る関係者が、個々の学校の状況に応じて検討を行い、具体的な対策を講じることが重要である」と示している。

子どもたちの健やかな学校生活を守るために、あらためて、学校をはじめ保護者や地域住民、警察等の関係機関・団体等が連携しながら、安全・安心な学校づくりを目指していく必要があると考える。ついては、以下の点について伺う。

(1)生徒・児童に対する防犯指導の実施状況は。
(2)学校内外の巡回・警備等の実施状況は。
(3)門扉やインターホン、防犯カメラ等の施設・設備の整備状況は。

問 子どもたちの健やかな学校生活を守るための防犯対策を

答 全ての小中学校で「危機管理マニュアル」を策定し、万一に備えて取り組んでいる

ラ等の施設・設備の整備状況は。
(4)保護者に向けた緊急連絡システムの整備状況は。

教育長 (1)全ての小中学校で危機管理マニュアルを策定し、万一に備え、防犯訓練や集団下校訓練、避難訓練等を実施している。さらに帯広警察署や警備会社などの協力により講話を行うなど、児童生徒が安全についての理解を深め緊急時に適切な行動がとれるよう取り組んでいる。

(2)学校内における巡回は、各小中学校の管理職が登校前、授業中、放課後などに平均3回程度実施し、校外巡回も登校時や下校時、校外授業時等に通学路や学校敷地等で行っている。さらに警察署等から不審者情報が出された場合にも適宜実施している。また、平成24年度から登下校時の安全確保を目的にスクールガードを配置し、元警察官3人が交替で下校時の通学路や学校周辺を中心にパトロールを実施し、不審者情報が入った場合は、登校時や通学路以外の巡回も行っている。スクールガードが使用する公用車に青色回転灯を装備する予定であり、不審者への心理的な犯罪防止効果が図られると同時に、パトロールが住民に對しても十分認識され、事件・事故発生により一層の抑制につながるものと考えている。警備は機械警備システムを導入し、教職員の退勤後、校内に不審者が侵入した場合警備会社等へ通報される。

(3)町内の小中学校は学校敷地の全てを塀やフェンス等で囲うことが難しく、門扉は設置していない。インターホンは、平成24年に発生した帯広市内繁華街通り魔事件の犯人が、その翌日に卒業生を名乗り管内の小中学校に侵入した事件があり、町内全ての小中学校とわが幼稚園に設置した。防犯カメラは、職員室から児童生徒玄関まで距離がある、あるいは職員室から生徒玄関が死角となっている幕別中学校、札内東中学校、札内中学校の3校に設置している。

(4)全ての小中学校で電話連絡網を作成しているほか、小学校7校、中学校4校で無料メール配信サービスを活用し、不審者情報やインフルエンザ等による休校、自然災害による集団下校等の緊急連絡事項を保護者へ速やかに伝えている。



再質問 昨年の「登下校時の子供の安全確保に関する関係関係会議」では、防犯カメラの設置が防犯施策の5本柱の一つに記され、「社会資本整備総合交付金等による支援を実施する」としている。犯罪の抑止力を高めるため積極的に設置を検討していくべきでは。

答 小中学生の安全を図るために、できることからやっていきたい。コミュニケーション・スクールの中でも話題提供し、地域の方も入った中で協力もいただきながら、子どもたちのより一層の安全を図りたい。



芳 滝 仁 議員
(拓政会)



幕別町においては、昭和32年に行政区設置条例が施行され本年で62年を迎える。行政区（公区）における課題と今後の在り方について伺う。

(1) 町内の799世帯には公区から町広報紙等が配布されていない。公区によっては、公区内の半数以上の世帯に配布されていない所もある。大切な町の情報が平等に町民に届いていない現状がある。公区長の意見を聞き、町民への町広報紙等の配布を業者に委託するべき。

(2) 町の非常勤特別職の公区長としての職務と、地域で自主的なコミュニティ活動を行う町内会活動とを明確にして、地域公区の活動の活性化を図るべき。

(3) 高齢化に伴う役員のなり手不足等の課題について、地域の役員や町民と具体的な議論を行い、課題解決に向け町として取り組むべき。

(4) 町職員が地域町民とその地域における課題を共有し、解決のためにサポートしていく地域担当職員制度の導入を考えるべき。町職員

問	答
行政区（公区）役員のなり手不足など行政区における課題と町の考えは	自主防災組織の訓練などを通じ、地域の絆が一層強固になることを期待している

の業務負担増とならないよう、再任用職員による専任とし、防災担当やコミュニティ担当等と職務を定め、各公区との連携をサポートする地域担当職員を置く考えは。

町長 (1) 町広報紙の未配布世帯

への対応は、各コミセン、役場、支所、出張所、各図書館などの公共施設のほかコンビニ等に配置して対応している。町から業者委託により全世帯に配布をしている配布物は、選挙広報、ごみカレンダーなど。これらは緊急性もあり、各世帯に届けなければならないということがある。業者委託をするのであれば公区内の一部世帯ではなく、全世帯としなければ配布漏れが出てくることも考える。考えるべき課題の一つであるということとは十分認識をしている。公区での配布作業を通してコミュニティ活動のきっかけになっていることも大切なことであり、トータルでどうあるべきかを考えていかなければならない。

(2) 公区長が担う事務は、具体的には行政区の運営、町の事業等の連絡調整、町広報紙その他文書の配布などのほか、住民からの要望事項の取りまとめなど、行政と地域住民をつなぐ重要な役割を担っていただいている。一方、町内会活動は、行政区域内の住民による自主的な自治組織である町内会において、お祭りやスポーツ交流会、清掃活動や防犯活動などのさまざまなコミュニティ活動が展開され、その町内会の会長が行政区の長たる公区長を兼ねている実態にある。

(3) 自主防災組織による訓練などを通じ、お互いに助け合う共助意識の醸成を図るなど、隣近所との関わりや地域とのつながりの大切さを実感することで地域の絆がより一層強固なものになっていくことを期待している。他町では、少子高齢化の進展に伴い、町内会加入率の減少や役員の高齢化などにより町内会の存続に危機感を抱き、町内会自らが再生に向けての議論

を開始しており、このような取組を参考に、各公区長への情報提供や幕別町協働のまちづくり検討委員会において議論を行っていきたい。

(4) 各行政区内で抱えているさまざまな課題や問題については、毎年度2回開催している公区長会議の際にお寄せいただいているほか、日々生じる諸問題などについても随時、意見交換や相談を行っており、迅速かつ現実的な対応に取り組んでいる。今後もこれまでの取組や対応を一層推進することに加え、出前講座や各種会議などの機会を捉え、個々の職員が地域住民の方々の声や思いをしっかりと受け止め、相互理解や信頼関係を築き、より深めていくことが何よりも大切なことであると認識している。



公区長会議（7月5日）



小田 新紀 議員
(拓政会)



2010年3月、町議会の全議員の賛成により「幕別町子どもの権利に関する条例」を可決した。地域全体で子どもたちの権利を保障するとともに、子どもたちの豊かな成長への環境整備を進めていくことを目指すもので、全国的にも事例は少なく、道外の関係者も注目する先進的な条例である。制定から10年近くが経過し、教職員や職員の異動、社会情勢の変化などがあり、あらためて本条例の意義を全町あげて確認し合い、これまで以上にその理念の実現に向けた取組が必要であると考え、次の点について伺う。

(1) 地域や学校現場で、あらためて条例を学ぶ機会の創出を図る考えは。

(2) 本町が目指す小中一貫教育、コミュニティ・スクールの大きな柱としてテーマにする考えは。

問

「子どもの権利条例」を学ぶ機会の創出を

答

個々の取組の根底にあるものとして認識しながら条例の啓発活動に取り組みたい

ことを目的として、「子どもの権利に関するポスター」を冬期休業期間中を目途に募集し、作品展を開催するとともに、優秀作品は、現在策定を進めている「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」の表紙や巻末などに掲載する。今後もこれまでの広報・普及活動を継続するとともに、各学校のPTA総会などの機会を捉えて保護者や大人に対する啓発活動を実施したい。

教育長(2) 条例は、子どもにとって大切な権利を明らかにし、子どもを取り巻く全ての人や団体の責務を定めることで子どもの権利を保障し、成長の過程にある子どもで支援するまちの実現を図るために制定されたもの。小中一貫教育およびコミュニティ・スクールにおいても、条例の理念が根底にあり、それを保障し、つなげていくための取組の一つであり、この条例を大きな柱として設定するのはなく、個々の取組の根底にある

ものとして認識しながら取り組みたい。

『幕別町子どもの権利に関する条例』前文（一部を抜粋）

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在です。
子どもは、生まれたときから学び育つ力を持ち、未来への可能性が開かれています。
子どもは、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。
子どもは、子どもの持つ権利が保障される中で、その権利を正しく学び、自分の意思を自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。
子どもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、自分と同じように他の者を大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身につけることができます。
子どもは、こうした経験を通して規範意識を育み、社会の一員として、様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。
(略)
未来をつくる子どものしあわせなまちの実現を図るため、この条例を制定します。

問

教育長と一般教職員との情報交換の場を

答

さまざまな機会を捉えて教職員の声を聴き情報の共有に努める



近年、教育委員会主導により、これまでの方向性とは異なるような新たな制度導入が実施されている。一般教職員と教育委員会は、子どもたちを真ん中に、一体となつて豊かな学校教育を創り出していかねければならないと考え、次の点について伺う。

(1) 学校現場の声を聴く機会の在り方として、現状と課題は。

(2) 教育長自ら一般教職員と直接情報交換をするなど、想いを共有できる場を創出する考えは。

教育長(1) 日常的な相談事案や問題等の対応は、できる限り職員が学校に向いた上での確に状況を把握し、よりよい解決策を検討するなど学校のサポートに心がけている。教育委員会が進めようとする全ての取組について、教職員全ての思いを網羅し一致させることは難しいことと考えており、今後校長をリーダーとした組織の中で共通認識が図られるよう取り組みたい。

(2) 今後も、さまざまな機会を捉え、教職員の声に耳を傾けながら情報共有が図られるよう努めていく。



小島 智恵 議員
(政風クラブ)



朝ドラ100作目「なつぞら」のロケ地や観光の来客誘致に関する一般質問を昨年行った。

4月の放送開始後、十勝の知名度は上がり、ロケ地は防疫等の理由で公表されていないが、ゴールデンウィーク中は観光客や売り上げが増加して波及効果ありとの報道がされた。さらに隣接する大樹町では、5月に民間単独開発では国内初というロケット打上げに成功し、道内外から観客6千人余りが訪れ、宿泊施設が満室になるなど活気づいていたと報道された。全国注目が十勝に集まるいま、わが町もこの機運を生かした観光振興の取組が期待され、以下について伺う。

(1) なつぞら、ロケット発射による本町への反響、経済波及効果は。また、今後のロケット発射場における経済効果についての見解は。

(2) ふるさと納税の新制度が6月から始まり、観光客誘致の積極的な取組として、返礼品のモノ（品）からコト（体験）への取組は。

問	答
「なつぞら」やロケット発射場の観光への波及効果は大きい、積極的な観光振興の取組を	豊富な観光資源の情報発信、十勝南部地域との連携を図り、幕別地域への誘客にもつなげたい

(3) 5月に着任した地域おこし協力隊員による地域振興、活動内容は。

町長

(1) なつぞらのロケ地は公表されていないため直接的な効果は不明だが、帯広市内のとかち物産センターでは「なつぞら展」の開催などにより、ゴールデンウィーク期間中に前年の3・7倍の人が訪れたほか、本町にもなつぞらに関する問合せが数件寄せられている。また、同期間中のナウマン象記念館の入場者数は、前年同時期の70%増、道の駅・忠類の売上金額も前年同時期の23%増となるなど、ロケット発射に伴い多くの効果が見られた。

現時点で具体的な経済効果を試算することは困難だが、今回の打上げ成功により小型ロケットと観測ロケットの発射場の整備が検討される中、特に忠類地域では、観光客やロケット関連事業の出張者の増加が見込まれると想定している。地域の豊富な観光資源の情報を発信を行うとともに、大樹町をは

じめ十勝南部地域とも連携を図りながら、幕別地域への誘客にもつなげたい。

(2) 新制度では、返礼品は「寄附額の3割以下の地場産品」に限定され、全国一律となり、これまで以上に商品の魅力やアイデアが求められる、新たに体験型プログラムを返礼品に定める団体も増えている。

パークゴルフ発祥の町である本町は、インストラクター付きパークゴルフ体験やモール温泉を体験できる入浴回数券、宿泊券を返礼品として扱っている。今後も新ルールの中、町内事業者の協力をいただき、本町の特徴を生かした搾乳などの酪農体験や乗馬など体験型メニューも含めた魅力ある返礼品づくりに取り組みたい。

(3) 忠類地域における温泉施設や道の駅、ナウマン公園、白銀台スキー場のほか、豊富な食材の活用や酪農体験等を含めた観光資源を軸に忠類地域の活性化を図るため、待望の隊員を1名配置することができた。活動内容は(1)SNSを活用

用した地域情報の発信、(2)観光施設や特産品等の観光資源を生かした新たな事業の展開に向けた活動、(3)地域イベントの運営協力。これらを基本とすることで地域住民や団体等と積極的な交流を進める。

再質問「なつぞら」に登場した「バターチャーン」（製造機）は、ふるさと館にしかなく、来館者も増加している。今後の情報発信や展示の工夫は。また、ふるさと納税の新たな制度で寄附額が激減していると聞く、影響額は。

答 札幌の旅行会社がふるさと館を訪れるツアーを組んでいる。旅行会社への営業活動など引き続き情報発信に努め、展示についても簡単な形で表記したい。ふるさと寄附は、昨年11月から今年3月の寄附額が約1億6400万円、前年同期間の2億8900万円に対して約1億2500万円減の状況。



バターチャーン
幕別町ふるさと館に展示



内山美穂子 議員
(拓政会)



総務省は、過度の返礼品競争を是正して「ふるさとを応援する」という本来の趣旨に戻すために制度を見直した。今後は返礼品事業だけではなく、具体的な活用事例を発信することで多くの人の共感を得て、町を応援してもらうことが重要になってくる。以下について伺う。

(1) ふるさと寄附を充当した昨年度と今年度の実施事業は。
(2) 寄附者の共感を得られるような充当事業内容の情報発信は。
(3) 具体的な町づくり事業の実現に向け、ガバメントクラウドファンディング（自治体などが事前に事業資金の用途を限定し、賛同者から寄附金を募集する仕組み）の活用の検討は。

町長 (1) 主な充当事業は右下の表のとおり。

(2) ふるさと寄附の運用状況は、毎年広報9月号で公表している。ふるさと寄附の募集サイト「ふるさとチョイス」に充当事業の一部を

問 町の活性化に向けた「ふるさと納税型クラブドファンディング」の活用を
答 多くの方々から広く共感を得られる事業を実施する場合に活用を検討する

	平成30年度	令和元年度
頑張る農業を応援する事業	緊急農用地排水改善対策事業 2000万円 緊急粗飼料生産基盤対策事業 468万8千円	
オリンピック選手を育てる事業	札幌内川河川緑地テニスコート改修事業 407万5千円	オリンピック展示スペース設置事業 650万円
子どもたちを守り育てる事業	保育所等エアコン設置事業 2189万9千円 給食センター備品等更新事業 2910万5千円	こども医療費助成事業 1850万円 札幌東中学校改修工事 1468万8千円
ナウマン象記念館の整備に関する事業		ナウマン象化石骨発見50周年記念事業 210万3千円
町長が必要と認める事業	マイホーム応援事業補助金 4550万円	マイホーム応援事業補助金 4550万円

紹介している。今年度、新たにふるさと寄附を複数回行っていた方に、ダイレクトメールにより寄附金の使い道や町の紹介、返礼品のパッケージングを郵送する。寄附したことに満足感を得られ、町づくりに共感を抱いていたかどうかの情報発信に取り組む。

(3) 有効な手法の一つであると考え、先進的に実施する自治体の例

問 スポーツを軸とした町づくりを進める中で、パークゴルフ振興はコミュニティスポーツとして楽しさを伝える機会の拡充に努める

を参考に、今後、多くの方々から広く共感を得られるような事業を実施する場合は、その活用を検討したい。



36年。パークゴルフが誕生して36年。町内のパークゴルフを取巻く状況は変化している。本町発祥のパークゴルフを若年層にしっかりと伝え、浸透させていくため、「オリンピックの町」のパークゴルフとして新たな未来を切り開けるよう、体制の整備を含めて町も積極的に先進的な地域づくりに取り組むことが重要と考え、以下について伺う。

(1) 町内の愛好者の年齢別推移は。
(2) 若年層や未経験者への普及は。
(3) パークゴルフの日の取組は。
(4) 統括する新たな部署を設置する考えは。

町長 (1) 日本パークゴルフ協会が公表している愛好者は、国内外で約130万人と推計しており、このうち道内の愛好者は約90万人と推計され、道民の6人に1人が愛好者という計算になる。これを本町に当てはめると、町内愛好者は約4500人の推計となるが、年齢別人口推移など、詳細については町として把握していない。

(2) 平成25年度から世代間や地域間の交流を深める「家族大会」を開催している。今後も関係団体と連携を図りながら、コミュニティスポーツとしての楽しさを広めていく機会の拡充に努めたい。
(3) 平成18年、国際パークゴルフ協会の通常総会において、パークという語呂に合わせて「8月9日」を「パークゴルフの日」に決定された。同日前後の休日に、教育委員会主催の「家族大会」を開催している。

(4) 国内外の普及・振興は「公益社団法人日本パークゴルフ協会」が主導している。町ではパークゴルフの行政視察等の受入れ、家族大会の開催、コースの管理を所管し、幕別町パークゴルフ協会とも連携を図りながら現在に至っている。新たにパークゴルフを統括する部署の設置は考えていない。



石川 康弘 議員
(拓政会)



問 昨今、社会の急速な変容の中で地域住民の価値観の複雑化、多様化とともに地域社会の在り方も大きく変化し、福祉、育児、介護、貧困、孤独死、引きこもり、自殺、虐待、DV、障がい者への支援、また自然環境の変化に伴い自然災害も多発している。

そのような中で、民生委員・児童委員に期待される役割は一層大きなものとなり、その負担感も増し、なり手不足の要因になっていると考えられる。ついては、以下の点について伺う。

(1) 民生委員・児童委員のなり手不足が叫ばれている。本町における取組は。

(2) 民生委員協力員制度の活用は。

町長 (1) 民生委員の候補者の選定では、退任される民生委員に適任者をご紹介いただき、見つからない場合には、その地区の状況を一番把握している公区長に相談するとともに、他の地区の民生委員や福祉団体からの情報を集めなが

問 民生委員・児童委員の負担軽減対策を

答 今後も民生委員が活動しやすい環境づくりに努める

ら候補者の確保に努めている。候補者に対し、民生委員・児童委員の必要性や職務、活動内容などを説明し、承諾をいただいている。日々の活動において、相談業務の全てを背負い込まないこと、相談内容を関係機関につなぐことを基本とし、困った場合には、福祉課に連絡いただくことなどにより民生委員の負担軽減を図っており、今後も民生委員が活動しやすい環境づくりに努めたい。

(2) 民生委員協力員制度は、民生委員が一人で活動することが困難な場合や民生委員の担い手を育成することなどを目的として、自治体の長が委嘱し、民生委員の指示・指導のもと民生委員をサポートする市町村独自の制度である。北海道内では創設している自治体を確認できていないが、全国では人口の多い都市部において創設されている。民生委員が住民の最も身近なところで活動する地域福祉の中心的な担い手として、その機能を十分に発揮していただける仕組み

づくりに向け、本制度の研究を進めたい。



問 町職員の適正配置の考えは

答 人事評価を職員配置等に最大限活用したい



行政のニーズが複雑、多様化しその変化のスピードも

速くなってきている中で、職員個々の能力や実績等を把握し適材適所の人事配置する必要がある。

全職員が対象となる人事評価制度が始まり、以下の点を伺う。

(1) 人事評価が職員配置に反映されているか。

(2) 部署に精通したスペシャリストを育成する考えは。

町長 (1) 人事評価は、評価する側、される側が制度の内容を十分に理解し、公平、公正な評価の下、広く人事管理に生かしていかなければならないと認識している。これまでの職員配置は、評価者が日頃の被評価者の職務状況を把握し、人事評価を参考に人事担当部局とヒアリングするなどの方法により人事を実施してきた。昨年度、人事評価方法を全面的に見直したことから、今後は人事評価を職員配置等人事管理に最大限活用したいと考えている。

(2) 人事異動のサイクルは3年から5年を基本とし、幅広い視野を身に付けるためできるだけ未経験の分野に配置し、潜在能力を引き出すことにより組織力が最大限発揮されるよう適材適所の配置に努めている。

資格等が必要な業務は、その資格を有する専門職を配置している。制度の複雑さや一定程度町民との密接な関係が必要とするなど専門性が求められる業務は、通常より長いスパンで人事を行っている。更に高度な知識や経験を要する業務は、業務そのものを外部に委託している。現状の人事異動を維持しつつ、今後の行政需要を見極めながら、業務内容に則した人事行政を行いたい。



藤原 孟 議員
(政清会)



蝦夷文化考古館以外の博物館には無い上質な漆器等が存在するという。故吉田菊太郎氏が創設した志を町の将来の発展に生かすことが出来ないかという観点から、以下について伺う。

(1) 昨年夏に学術調査のため来館した2人の先生方に、詳しい調査を依頼すべき。元徳島藩蜂須賀家の家紋の付いた「ナガモチ」は、高い評価が指摘され、その伝来の道なども調査すべきでは。

(2) 調査の経費は、クラウドファンディングの活用を。

(3) アイヌ民族の心、精神性を表す「ポンクツ」という女性守り紐が展示されている。何の説明もされていない展示を今後も続けるのか。

(4) 平成5年に展示品の盗難があった。資料目録と実際に所蔵する展示品との間に差異はないのか。

(5) アイヌ新法が5月24日に施行された。アイヌ民族に対する理解への環境が大きく変わる。考古館の在り方も当然変化すべきであり、改修やトイレの早急な改善、建築

問
蝦夷文化考古館にアイヌの人々も宝物とした価値ある品を発見

答
専門機関の助言もいただきながら、収蔵資料の確認作業と調査研究を進めたい

場所や展示方法、ふるさと館との関係などを再検討すべき。

教育長(1)、(2)アイヌ民族の先祖が残した収蔵品を陳列し保存するため、白人コタンのアイヌの指導者、故吉田菊太郎氏が建設した資料館を昭和41年に町が寄附を受け、蝦夷文化考古館として管理運営している。

昨年7月、石川県輪島漆芸美術館館長と新潟県上越教育大学大学院学校教育研究科准教授の2人が考古館を訪れ、郷土文化研究員および考古館管理人の立会いの下、2日間にわたり調査研究が行われ、展示されている漆器の中に貴重と思われる物がある旨をお聞きしている。過去に教育委員会が行った調査や発行目録は、アイヌ自ら作成した民具、アイヌ固有の民具に主眼を置いたもので、交易や労働の対価などによりアイヌの手に渡ったものと思われる漆器類については第二義的なものとして詳しい調査を行っていないのが現状

である。今回の2人の先生方による漆器類の再調査までは考えていないが、貴重なアイヌ民具資料として後世に伝えるため、郷土文化研究員等により進めている所蔵品の把握や未整理資料の調査研究と併せて進めるとともに、道内の類似する施設や来年少老町にオープン予定の「国立アイヌ民族博物館」の情報収集に努めたい。

(3) 簡単な説明文のプレートと並べて「ポンクツ」を展示している状況だが、アイヌ民族の精神性を表す貴重な展示品であり、その趣旨も含め、来館者の方により分かりやすい展示を心がけたい。

(4) 平成5年2月16日、考古館の展示品のうち飾り刀の「エムシ」7点、首飾りの「タマサイ」2点など、合計65点の展示品が盗難に遭い、その後犯人は逮捕されたものの盗難された展示品の多くが第三者の手に渡り、判明した9点を買戻した。盗難前に作成した資料目録と実際に存在する展示品にこの分の差異が生じている。

(5) 平成24年6月、町文化財審議会に町指定文化財の保管と活用について諮問し、「両施設については、新設、改修等の早急な対応が必要」との答申があった。この答申を踏まえ「(仮称) 幕別町郷土文化資料館整備等基本構想(案)」を作成した。構想(案)では、ふるさと館と考古館の機能を併せた施設を新築し、建設位置は現考古館敷地としているが、ふるさと館を別の場所、考古館を現在の敷地で新築することも併せて検討するとしている。

現在、郷土文化研究員や郷土文化特別相談員の協力を得ながら、両館の収蔵資料台帳と収蔵資料の確認作業を進めている。これを基に、新たな資料館のコンセプトや適正規模等を考慮した基本構想に向けて、アイヌ民族文化研究センターなどの専門機関から助言をいただきながら調査研究を進めたい。



蝦夷文化考古館の展示品



東口 隆弘 議員
(政清会)



環太平洋、欧州連合との経済連携協定が昨年末から今年にかけて発効された。また、米

国との貿易自由化に向けた交渉が始まった。十勝管内の生産者は影響を計りかねているが、関係者の多くは今後の影響を不安視している。牛乳乳製品の6割程度、牛肉は2割程度と大きな衝撃を与える。と推計され、農産品では砂糖、でん粉、小麦などに影響が及ぶとしている。今後の幕別農業を守り抜くために、以下の点について伺う。

(1) 農業の基本である基盤整備について、暗渠整備事業の施工後10年以上経過している地区および今後の事業立ち上げの見込みは。

(2) スマート農業推進のために不可欠な高速インターネット(光回線)の未提供世帯数は。

(3) 売電によらないバイオガスパラント建設の検討は。

町長 (1) 暗渠整備事業を含めた基盤整備事業は、国営農地開発事業や道営畑地帯総合整備事業、団

問 強い幕別農業をつくるために

答 「幕別町農業農村振興計画2018」に基づき、生産性向上や農作業の省力化に取り組んでいる

体営土地改良総合整備事業などにより整備を進めてきた。一度事業が完了した地区においても、順次2巡目の事業に着手し切れ目なく事業を進め、暗渠整備事業の施工後10年を経過する地区はない。しかし、北海道では新規地区の採択要望が予算規模を上回る状況にあり、事業実施中の市町村は原則として、完了地区が見込まれなければ新規地区の事業化に向けた調査は実施しないとした調整方針を示している。今後、暗渠整備事業の施工後10年以上を経過する地区が出てくることも想定され、新たな事業地区の立上げは、継続地区の完了を見据えながら、地域要望や暗渠機能の状況を勘案した中で計画的に事業を推進したい。

(2) 正確な状況を把握することは困難だが、通信事業者において市街地周辺の農村地域の一部と幕別、札内、忠類の市街地、約1万1千世帯で整備されている。残りの農村地域約1400世帯、町全体の約11%が光回線へ接続できない未

提供世帯になるものと思われる。町として、高速通信網の整備は重要な課題であると認識しているが、光回線は、市街地に隣接する農村地域に限っては通信事業者が整備を進めているが、残りの農村地域は整備に多額の費用を要することから、引き続き、北海道町村会や十勝圏活性化推進期成会などを通じて整備や維持管理についての財政支援を要望する。あわせて、実態調査や通信事業者との協議などを行いながら、第5世代移動通信システムなど新たな高速通信網の可能性も含め調査研究を進めたい。



(3) メタン発酵バイオガス発電でFIT(固定価格買い取り制度)の認定を得るには、電力会社の送配電網への接続が必要だが、管内の送電線の空き容量が不足しているため、新規の接続を受け付けておらず、18市町村34施設の建設計画が中断している。FIT以外の手法の一つとして、新電力会社を設立し、地域内で売電、消費する地産地消型の手法があるが、一般販売による売電となるため価格がFITの半分以下となること、送配電網など自営線の整備に多額の費用を要し、収支の均衡を図ることは極めて困難である。

また、売電以外の収入として、消化液や再生敷料の販売、廃熱利用などがあるが、上士幌町ではこれら収入とFIT制度によらない売電を取り入れた地産地消型バイオマスプラントの取組が行われている。これらの結果も参考としながら導入の可能性について検討したい。町としては、十勝バイオガス関連事業推進協議会の一員として、引き続き地産地消型エネルギーシステムの構築などを調査研究するとともに、国や電力会社等に対し、FIT認定に係る要請活動を行うなど家畜排せつ物の活用促進に努める。



荒 貴賀 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



「聞こえない」ということは、日常生活においてコミュニケーションを困難にし、社会参加に大きな障がいとなる。難聴によりコミュニケーションが減ること、脳に入ってくる情報が少なくなり、脳の機能が低下して、うつや認知症につながることも指摘されている。補聴器所有率は欧米諸国と比べ低く、障害者総合支援法に基づく補装具支給制度の対象は極めて限定的である。全国では独自制度を設け、購入の補助を行う自治体が増えている。

幕別町第6期総合計画では、明るい長寿社会の実現を掲げている。心身ともに健やかに過ごすことができ、社会参加を支える補聴器、町の難聴者支援について以下の点を伺う。

- (1) 町として補聴器購入の補助制度創設の考えは。
- (2) 町の公共施設における難聴者支援の取組は。
- (3) 国に対して補聴器の補助制度の創設を求める考えは。

問

中等度難聴者に対する補聴器購入の補助を

答

国および北海道の補助制度もなく、町としても制度の創設は考えていない

町長(1)

(3) 難聴者に対する補

聴器購入の補助制度としては、「障害者総合支援法」の補装具費支給制度に基づき、聴覚機能障害2級から6級の身体障害者手帳の交付を受けている方を対象に、最大で13万7千円の購入限度額に対し、住民税非課税者については全額を公費負担、住民税課税者については9割を公費負担として、国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1を負担し実施している。

老人性難聴は老化に伴い多くの高齢者に生じるものであるが、このうち、身体障害者手帳の交付基準に該当しない軽度・中等度の難聴者に対する国および道の補助制度はないことから、町としても制度を創設すること、また、国に対して制度の創設を求めるといった考えを持ち合わせていない。

世界保健機関による中等度難聴からの補聴器装用の推奨を否定するものではなく、また、老人性難聴は本人に自覚がない方もおり、出前講座等を活用した難聴に関する啓発や、地域包括支援センターにおける相談業務等の中で、聞こえの程度を確認し、必要があれば専門医への受診勧奨を行うとともに、身体障害者手帳の交付につなげるなど、各種支援に努めたい。

このほか高血圧、糖尿病、動脈硬化等が老人性難聴の発症や程度に影響するといった研究報告もあることから、これらの予防が重要であると考え、保健師、管理栄養士等による生活習慣等に対する保健指導にも引き続き取り組みたい。

(2) 役場、札内支所、忠類総合支所などの住民窓口において「耳マーク」の掲示板を設置し、聴覚に障がいをお持ちの方が来庁した際には、筆談や少し大きめの声で対話しているほか、イヤホンを通じて話声が大きく聞こえる携帯助聴器「ボイスモニター」の活用など、

プライバシーの保護には十分配慮し、細やかな対応に努めている。その他、公共施設における難聴者支援として、自治体の窓口、会議室、ホールなどにおいて音声を磁気に変え、その磁気を補聴器や受信機が受けて音声として聞くことができる「磁気ループシステム」、FM電波で音声を送受信する「FM補聴システム」など複数の装置があり、今後は、その活用方法について調査研究を進めたい。

再質問 世界保健機関では、中等度難聴者に当たる41デシベルから補聴器を推奨している。中等度難聴者は、町としてどのような位置付けなのか。

人間ドックの聴力検査では、異常なしといわれる基準が35デシベル未満、それ以上の方は何らかの聴力低下が見られるということで経過観察になる。41デシベル以上の中重度は何らかの聴力の低下が見られる層と捉えている。





酒井はやみ 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



国が策定した「放課後児童クラブ運営指針」では、「子どもが相互に関係性を構築したり、一つの集団としてまとまりをもつて共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする」とある。つくし学童保育所の5月現在の入所登録者数は、定員90名に対し173人となっている。子どもたちが放課後や長期休暇を過ごす生活の場としての役割を発揮し、保護者が安心して預けられるよう、保育の質的向上に向けてどう取り組んでいるか、次の点について伺う。

- (1) つくし学童保育所の入所状況について
- ① 定員超過の解消は。② 今後の入所見込みは。③ 新たな施設整備の考えは。
- (2) 保育環境の改善について
- ① 気温上昇、異常気象に対応したエアコン設置を。② 1年生から6年生までの入所児童に対応した施設整備を。

問	答
定員超過の解消など、子どもたちが安心して通える学童保育所に	待機児童を発生させないよう、設備の基準を遵守して可能な限り受け入れたい

(3) 各学童保育所の支援員の体制について

- ① 支援員の配置基準と現状は。② 支援員確保対策は。③ 支援員の待遇改善を。

町長

(1) ① 実際の通所児童数は

曜日によって異なるが、5月の実績では1日平均で約130人、登録児童数168人(6月1日)の77・4%であり、「幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する設備の基準を遵守した上で可能な限り児童を受け入れている。今後も、待機児童を発生させないことを最優先し、基準を超えない範囲で入所を希望する児童を最大限に受け入れたい。

② 近年の人口動態、札内南小学校の児童数の推移や保育所の通所状況、周辺の宅地造成も落ち着き、3年程度は横ばいの状態が続くがその後は減少すると予想している。③ 中期的には利用者の減少が予想され、現時点では増築などの新たな施設整備を行う考えはないが、次期「子ども・子育て支援事業計画」において保育の必要量が想定を超えて増加する場合には、対応方法の検討を進めたい。

(2) ① つくし学童保育所の保護者等からエアコン設置を求める署名を添えた要望書を受けた。その際、設置するとしたならば小学校を優先して進めるべきとの話をした。

ただし、小学校と違い一人当たりの空間が狭く、空気の流れも滞留し、気温以上に暑さを感じる状況にあることも想像できるため、暑い日には実際に現場に向き、その実態を十分に確認することなどをお伝えした。今後も気候変化に注視し、児童の安全対策と保育環境の充実に努めたい。

② これまでも必要に応じて増築または修繕を行っており、今後も同様に対応する。

③ ① 町条例に基づき、おおむね40人ごとに2人以上の支援員を配置している。5月分利用実績の1日当たりの通所児童数で、はぐるま

学童保育所は約40人に対して支援員が4人、あすなろ学童保育所は約52人に対して支援員5人、つくし学童保育所は第2も含め約130人に対して支援員9人、やまびこ学童保育所は約53人に対して支援員4人、ちゅうるい学童保育所は約15人に対して支援員2人を配置し、全て基準を満たしている。

② 広報やハローワークの募集のほか退職された校長や支援員を通じて紹介など、人材確保に努めている。補助員として勤務する支援員には、積極的に放課後児童支援員認定資格研修の受講を勧め、資格取得を促すなど資質向上に努めている。

③ 社会保険、雇用保険のほか、非常勤公務災害保険に加入して労働条件の確保に努めている。教員免許や保育士資格を有する補助支援員の賃金は、昨年4月から約1・6%増額して改善を図った。



つくし学童保育所



野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



近年、家庭内暴力やセクシ
ユアル・ハラスメントなど、

女性に対する人権侵害に対し抗議
の声があがるようになり社会問題
となっている。これらの問題の根
底には、歴史的につくられた性別
役割分業意識（例…男性は仕事、
女性（は）家庭）が深く関わり、男女
を上下の関係に位置付け、女性の
人権侵害と差別を生み出している。
このような意識や行動は女性だ
けでなく、男性にとっても自らの
行動や多様な生き方の選択を狭め
ている。

男女の格差を解消し、基本的人
権が尊重され、性別に関わりなく
その個性と能力を十分に発揮でき
る社会の実現が急がれる。

以下、次の点について伺う。

- (1) 男女共同参画条例の制定を。
- (2) ジェンダー平等の推進を。
- (3) 講演会の開催、広報などで町民
に啓発を。
- (4) 学校でジェンダー平
等教育と保護者にも学ぶ機会を。
- (5) ハラスメント根絶に向けて庁舎
内の取組と民間事業者への対策を。

問

女性が生き生きと暮らせる社会をめざして

答

十勝全体の共通課題として捉え、性差別に
関する講演会の共同実施を提案している

- ① パワーハラスメント。
- ② セクシ
ユアル・ハラスメント。
- ③ 相談体
制の確立を。

町長

(1) 第6期幕別町総合計画

の中で、男女共同参画社会の促進
に向けて、男女が共に働くための
制度を啓発、家庭生活と仕事との
調和を図る「ワーク・ライフ・バ
ランス」の考え方の普及、子育て
支援策の充実などに取り組むとし
ている。これまで公共施設内にP
Rポスターの掲示やパンフレット
を設置しているほか、今年度、さ
らに理解と関心を持つていただけ
るよう役場庁舎ロビーでパネル展
を実施する。

(2) ① 国や北海道と連携するととも
に、十勝全市町村が一体となって
広域的に取り組むことでより理解
が深まり、広く浸透するものと考
えている。「十勝定住自立圏共生
ビジョン」において、十勝全体の
共通課題として捉え、性差別に関
する講演会を共同で実施できるよ
う提案している。広報などによる

住民への周知・啓発活動は、これ
までも実施している。
② 町内の各小中学校では、既に日
常的にジェンダー平等が浸透して
いる。例えば小学校6校で女子児
童が児童会長に、中学校3校で女
子生徒が生徒会長を務めている。
運動会・体育祭など多くの行事が
男女分け隔てなく行われるなど、
学校現場ではジェンダー平等が当
たり前の空間となっている。それ
らの活動や様子を学校便りで保護
者に知っていただくことで、保護
者の学ぶきっかけとなっている。

【解説】

「ジェンダー」は、男女の生物
学的な性別ではなく、「男性は、
女性はこのようあるべき、するべき」
と無意識に考えているイメージ
です。男性は青、女性はピンク、
男性は前に、女性は後にといっ
た先入観が「ジェンダー不平等」
を生んでいます。日本は世界の
中でも後進国とされています。



(3) ①、②、③ 昨年度、町では全職
員を対象にパワーハラスメントや
セクシャルハラスメントの専門家
を招いた研修会を開催した。今後
も安心して働ける職場環境づく
りに努めたい。これまで窓口への相
談はないが、ハラスメントを含む
職員の健康管理などに関する相談
は総務課が窓口となっている。今後
も相談しやすい環境づくりに努め
たい。

民間事業者におけるハラスメン
ト対策は、平成29年、幕別町商工
会が会員を対象としたハラスメン
ト研修会を開催した。30年度は北
海道商工会連合会が主催する研修
会に幕別町商工会職員が参加し研
修を受け、相談体制の充実を図っ
ている。相談機関としては、幕別
町商工会のほか、専門的な人材を
備え電話でも相談可能な「帯広総
合労働相談コーナー」などの外部
相談窓口が設けられている。幕別
町商工会などと連携し、事業者内
部の相談体制の確立や外部相談窓
口の周知に引き続き努めたい。



若山 和幸 議員
(政清会)



幕別町第6期総合計画に掲げる「地域農業の持続的な発展を目指して」、「競争力のある力強い農業を目指して」の2本の柱を基本方針として定め、平成31年3月、「幕別町農業・農村振興計画2018」が策定された。

施策の具体的な方向、具体的な施策が示されているが「後継者の育成・確保」における後継者のパートナー、独身経営者のパートナーづくりが重要な課題と考え、今後の具体的な取組について以下のことを伺う。

(1)幕別町農業振興公社が実施している「グリーンパートナー対策事業」の過去10年の実績、男女別の独身農業後継者数の推移は。
(2)振興計画の中では「グリーンパートナー」事業の取組を充実します」とあり、その具体的な方策は。
(3)グリーンパートナー事業以外の「出会いの場を増やして欲しい」という多くの後継者の声を聞く、その対策や町の考えは。

問 農業後継者パートナーづくりへの取組は

答 グリーンパートナー対策事業を推進し、さらなる後継者の育成と確保を図る

町長(1)過去10年の町全体における農業後継者の成婚数は66組、このうち「グリーンパートナー対策事業」の実績は17組で、全体の成婚数に占める割合は25・8%となっている。男女別の独身農業後継者数の推移では、「グリーンパートナー対策事業」の対象となる満20歳以上50歳未満の独身農業後継者は、平成21年度は男性のみの133人であったが、30年度は男性85人、女性3人の計88人となり、独身農業後継者数の推移としては減少傾向にある。

(2)グリーンパートナー対策事業を推進するため、担い手専属アドバイザーを配置し、独身農業後継者の情報収集や個別相談、女性の個別紹介などを行っており、平成25年度からは同アドバイザーを2人に増員し、うち1人は女性アドバイザーを配置して女性目線での助言、交流会に参加された女性へのフォローなど体制の充実を図ってきた。

今後は、男性参加者のコミュニ

ケーション能力の向上や身だしなみといった男性の魅力アップにつながる講座を開催し、より参加された女性に興味を持ってもらえるような取組を進める。また、多くの女性に本町の農業に興味や関心を持つていただくため、ホームページやSNSなど、さまざまな手法を活用して農業の魅力を発信したい。

(3)グリーンパートナー対策事業として年5回実施している交流会事業のほか、今年度はJA幕別町でも青年部主催の交流会を2回ほど開催すると伺っている。さらに、民間企業が企画・運営している婚活イベントが年3回程度開催され、多くの参加を呼びかけている。

グリーンパートナー対策事業以外の取組は、若者の出会いの場として農商工が互いに情報交換を図り、産業の活性化に資することを目的とした「異業種交流若者の集い」を町において実施しており、年に1回、毎年男性50人程度、女性15人程度が参加している。今後

も貴重な出会いの場として事業の活性化に努めたい。
町や各農協、ゆとりみらい21推進協議会などの関係者で組織する「幕別町グリーンパートナー事業連絡会議」を通し情報共有を図るとともに、各種取組に対し助言、提言を行い、本対策事業を推進する。

再質問 グリーンパートナー対策事業は将来に向けた大きな投資だと考える。予算を増額して進めていくべきでは。

答 出会いの場はどこにあるのか分からない、町内で行われるさまざまなイベントをお知らせし、アドバイザーが後押しをする。また、道内外の女性から、北海道に来て結婚したい、農業をしてみたいという問い合わせがあり、実際に本町に来ている。こういう方を大切にすることも必要と考える。





岡本眞利子 議員
(政清会)



海に流れ出したプラスチックごみが紫外線などで砕かれ、5ミリ以下の破片「マイクロプラスチック」となって漂流する海洋ごみ汚染が深刻となっている。「プラスチックごみ削減の推進」について伺う。

(1)本町のプラスチックごみの発生状況は。

(2)削減についての見解と町としての取組状況は。

空き缶のポイ捨て、山林へのごみ捨て、産業廃棄物の投棄など、不法に投棄されたごみは税金により処理されている。新たな対策を講じるべきと考え、「不法投棄ゼロの推進」について伺う。

(3)不法投棄防止対策の取組と被害の状況は。

食品ロスの削減は、循環型社会の構築、資源の有効利用、貧困家庭の支援等の観点から大変重要である。国民各層の食品ロスに対する意識啓発は必要不可欠であり、「食品ロス削減に向けてのさらなる推進」について伺う。

問
プラスチックごみや食品ロスの削減など環境にやさしい取組の推進を

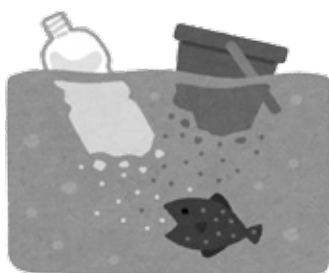
答
広報紙やホームページによる啓蒙、関係機関の協力をいただきながら町民の意識向上に努めたい

(4)本町における取組状況は。
(5)行政、事業者、消費者が一体となった取組を実施する考えは。

町長 (1)事業系のごみ、燃やせないごみに含まれるプラスチックの量は把握ができない。各家庭から資源ごみとして排出されるプラスチック製容器包装資源ごみの量は、平成28年度は481トン、29年度は455トン、30年度は419トン、いずれも再資源化施設でリサイクルされている。

(2)循環型社会を構築するためには、発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rと言われる取組が不可欠で、特に発生抑制と再利用を一層進めることが、ごみの削減に大きな効果が得られる。本町のごみ処理基本計画に基づき、令和7年までに資源ごみの総量で12・9%の削減を目指し、これまで町広報紙やホームページによりマイバック使用や過剰包装の辞退など発生抑制の周知を図り、さら

に平成31年1月から、ごみの分類検索が容易にできるよう「ごみ分別辞典」のサイトを設け、資源化のために必要な分別が徹底できるよう活用いただいている。



(3)平成18年度から、町内事業所や町民の皆さんの参加をいただき、毎年春と秋に全町一斉クリーン作戦を継続して行い、家庭ごみや廃家電等の不法投棄ごみを回収している。5月のクリーン作戦では、3か所で218人のご協力をいただき、580kgの不法ごみを回収した。このほか、児童生徒や商工会青年部、建設業協会、農地・水の活動組織など、各種団体によるごみ拾

いも行っていたいただき、多くのボランティアの方々の協力により、自然環境の保全に努めている。

不法投棄の被害額を算出することは困難であるため、専門業者へ処理を委託したごみの種別では、廃タイヤが平成28年度に181本、29年度に260本、30年度に150本、廃家電類は、28年度に48台、29年度に39台、30年度に19台、その処理に要した費用は、28年度は26万6千円、29年度は29万5千円、30年度は15万9千円となっている。

(4)、(5)広報紙やホームページで食品ロス削減に向けた啓蒙、町内の事業所・飲食店・スーパー等へのポスター・チラシの配布、給食だよりでの給食の食べ残しや食品ロスについて、児童生徒・保護者に周知を図ってきた。飲食店や消費者に対しては、宴会等の食事の際に、乾杯後の30分は席を立たずに料理を楽しみ、お開き10分前には再び席に戻り、残った料理を楽しむ「3010(サンマルイチマル)運動」を推奨するとともに、町民一人ひとりが、なお一層食品ロスの削減に取り組んでいただけるよう、広報紙やホームページ、出前講座などを通じて、さらには町消費者協会や関係機関の協力をいただきながら、町民の意識向上に努めたい。